

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和6年7月25日(木)
開会 9時32分
閉会 10時57分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、栗須百合香委員、富樫健二委員、
安田悦子委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸(再掲)、副教育長 大屋慎一
次長(教職員担当) 福井崇司、次長(学校教育担当) 早田清宏、
次長(育成支援・社会教育担当) 坂井哲、次長(研修担当) 荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆
高校教育課 課長 山北正也、課長補佐兼班長 河合貞志、班長 岡智之、
係長 上村峰生、係長 川村孝次郎
教職員課 課長 中出真人、課長補佐兼班長 古市直之、班長 奥山剣司、
班長 武藤誠
小中学校教育課 課長 尾上修一、班長 前田亜弓、主査 中西博幸、
主査 三吉啓子、充指導主事 小倉弘充
生徒指導課 課長 向井英規、子ども安全対策監 元水伸美、班長 平井貴子

5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第19号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則案	原案可決
議案第20号	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部 を改正する規則案	原案可決
議案第21号	県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)の教科書 採択について	原案可決
議案第22号	職員の懲戒処分について	原案可決

議案第 23 号 三重県いじめ対策審議会委員の任免について 原案可決

6 報告題件名

報告 1 令和 6 年度第 2 回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告 2 令和 7 年度三重県職員（文化財技師）採用選考試験の実施について

7 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（7 月 4 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

安田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 22 号及び議案第 23 号は人事に関する案件であるため、報告 2 は公表前であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 19 号から議案第 21 号を審議し、公開の報告 1 の報告を受けた後、非公開の議案第 22 号及び議案第 23 号を審議し、非公開の報告 2 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 19 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（山北高校教育課長説明）

議案第 19 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 25 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1

条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

まず 2 ページ目の「三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱」の「1 改正理由」のところをご覧ください。

三重県立川越高等学校及び上野高等学校の学科の改編に伴い、また、三重県立熊野青藍高等学校を設置することを内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正します。

次に、「2 改正内容」ですが、川越高校及び上野高校の学科の改編、熊野青藍高校の設置に伴い、関係する規則を改正します。

具体的には 1 ページ目にお戻りいただいて、「別表一」の枠内をご覧ください。下の段、こちらが改正前です。川越高校の普通科、国際文理科を、上の段は改正後のものですが、探究科、国際探究科に、下の段、改正前、上野高校の普通科を、上の段、改正後の学際探究科に改編します。また、熊野青藍高校を設置するに伴い、上の段の改正後ですが、熊野青藍高校全日制普通科、総合学科、定時制普通科及び紀南分校全日制総合学科を追加します。

次に左側の「別表四」の改正後をご覧ください。熊野青藍高校を設置するに伴い、准校長を置く学校として追加します。

施行期日については、1 ページ枠外の附則 1 のとおり、令和 7 年 4 月 1 日からとします。また、附則 2 は、学科の募集停止及び改編後も、現在の学科に在学する者がいなくなるまでの間は、現在の学科が存続することを規定したものです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 19 号はいかがでしょうか。

富樫委員

今後、県立高校の普通科は、探究科という名称がつくような方向に変わっていくというようなことでよろしいですか。それとも今回、この 2 校は特別だということなのか 1 点と、普通科からこういった名称が変わることに関して、育てる生徒像も変わるということでもよろしいでしょうか。

山北課長

上野高校、川越高校の学科名に「探究」という言葉が入りましたが、他の普通科がすべて探究科に変わっていくということではなくて、それぞれの学校で、また学校ともよく相談しながら、その生徒をどう育てていくかということは考えていく必要があると思っていますので、必ずしもなるわけではございません。

あと当然、学科名が変わってきますので、育てたい生徒像、学校像については変更していくこととなります。

【採択】

－全委員が承認し、原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 20 号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
（山北高校教育課長説明）

議案第 20 号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 25 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

まず資料の 2 ページをご覧ください。「1 改正理由」のところでは、三重県立熊野青藍高等学校及び三重県立熊野青藍高等学校紀南分校を設置することを内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることから、三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正するものです。

「2 改正内容」ですが、三重県立高等学校通学区域に関する規則別表について、三重県立熊野青藍高等学校及び熊野青藍高等学校紀南分校を追加します。1 ページをご覧ください。別表の、南部学区の区域、三重県立木本高等学校と三重県立紀南高等学校の間に、三重県立熊野青藍高等学校と三重県立熊野青藍高等学校紀南分校を追加いたします。

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については以上です。

【質疑】

教育長

議案第 20 号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 21 号 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）の教科書採択について（公開）
（尾上小中学校教育課長説明）

議案第 21 号 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）の教科書採択について

県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）の教科書採択について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 25 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第2項の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

令和7年4月に開校予定の県立みえ四葉ヶ咲中学校が使用する教科用図書の採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、三重県教育委員会が作成しました、別冊「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料」を参考に、「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校において令和7年度に使用する教科用図書の採択に関する基本方針」をふまえ、最も適切な教科用図書を選定する協議を行いました。

採択に関する基本方針は、資料1でございます。

また、県立中学校の令和7年度使用教科用図書採択の仕組みは、資料2のとおりでございます。

本来であれば、県立中学校における教科用図書の採択は、各学校において選定委員会を設置し、学校長の責により選定すべきところではありますが、みえ四葉ヶ咲中学校は開校前のため、県教育委員会事務局で選定いたしました。6月27日に選定委員会で協議を行い、教育委員会に申請する教科用図書を選定いたしましたので、申請します。

今回、採択する教科書は、資料3をご覧ください。資料3にあります、中学校用教科書目録に登載されています、各発行者の教科書の中から、10教科16種目でございます。

選定にあたっては、4つの視点で協議を行いました。1点目は、さまざまな年齢や国籍の生徒が使用することを想定し、見やすい紙面であるかどうか。2点目は、これまで十分に学べなかった生徒にとって、文章量や基礎的な学習内容の分量が適切かどうか。3点目は、生徒が主体的に学びを進めやすい工夫があるかどうか。4点目は、掲載されている資料の分量や内容が、探究的な学習で活用しやすいかどうか。以上の4点でございます。

それではただいまから、種目ごとの採択候補教科用図書及び選定理由を説明させていただきます。1ページをご覧ください。また、この後モニターに教科書の紙面も表示いたしますので、あわせて、こちらもご覧ください。

国語ですが、こちらは三省堂を選定しました。こちらの教科書は、1ページあたりの文字数が少なく、紙面にゆとりがあり、文字のサイズも大きいため、読みやすくなっています。デジタルコンテンツにアクセスするための2次元コードの数は261あり、他の教科書と比較して最も多くなっています。また、学習ポイントや流れを示した「学びの道しるべ」が見開きにまとめられていて、学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりしやすくなっています。以上のことから、三省堂が妥当であると考えます。

次に、書写について説明いたします。書写は光村図書出版を選定しました。各教科書について、1ページあたりの文字数、特に漢字の量が多すぎないこと、文字のサイズが小さすぎないことを基準として比較すると、光村図書出版が最も適していると判断いたしました。また、このように、なぞり書きができるワークのページが多く含まれていることも特徴です。例えば、110ページ。こちらは手紙を書く学習活動の際に、練習として活用できるというように、国語科だけでなく、他の教科の学習の中でも活用する場面が多くあると考えられます。また、以前の教科書よりも写真等が多く使われており、生徒が想像しやすいよう配慮されています。以上のことから、光村図書出版が妥当であると考えます。

2ページをご覧ください。次に、社会の地理的分野について説明いたします。地理的分野は、帝国書院を選定いたしました。こちらの教科書は、2次元コードが比較的多く、掲載されている資料数が多いのが特徴です。例えば、このように、各章の導入部分において、写真資料が豊富で、その地方の様子を視覚的に捉えやすくなっています。また、「技能をみがく」にて、写真の読み取り方や、雨温図の読み方、グラフの書き方、地図の読み取り方など、地理情報を収集するための技能を身につけられるように工夫されています。このように、探究学習や生徒一人ひとりに合わせた学習で活用しやすいため、帝国書院が妥当であると考えます。

次に、歴史的分野について説明します。歴史的分野は、日本文教出版を選定いたしました。歴史的分野についても、地理的分野と同様、2次元コードの多いもの、レイアウトの見やすいものの中から選定させていただきました。こちらの教科書は「イントロダクションムービー」等が利用できる2次元コードが豊富に掲載されていて、探究的な学習で活用しやすくなっていると同時に、資料が比較的大きく見やすいレイアウトとなっています。また、重要語句にふりがながあり、さまざまな国籍の生徒にとって理解しやすくなっています。以上のことから、日本文教出版が妥当であると考えます。

次に、公民的分野について説明します。公民的分野は、日本文教出版を選定しました。こちらの教科書は、写真やイラストを掲載するだけでなく、それぞれに文字での解説もされていることで、一目で理解しやすくなっています。また、太文字に重点的にふりがながあることで、専門的な言葉を学習する上で学びやすくなっています。加えて、内容が見開きで1時間分の学びができるよう、まとめられているとともに、2次元コードが豊富に掲載されていて、探究的な学習で活用しやすくなっています。以上のことから、日本文教出版が妥当であると考えます。

3ページをご覧ください。次に、地図について説明します。地図は帝国書院を選定しました。こちらの教科書は、地図の中に書かれている文字が他の教科書と比較すると、より見やすくなっています。掲載されている資料の数も豊富であり、探究的な学習で活用しやすくなっています。また、生徒の興味・関心を生かした、自主的、自発的な学習を促すため、生活や文化などに関連する写真やイラストが掲載されていて、地形だけでなく、さまざまな観点からその地域について考えることができるよう工夫されています。防災に関する資料については、自然災害・防災の特集ページだけでなく、日本の各地方のページにも関連トピックがあり、地域の地形や気候の特徴から繰り返し防災について考えることができます。以上のことから、帝国書院が妥当であると考えます。

次に、数学について説明します。数学は新興出版社啓林館を選定しました。こちらの教科書はコンテンツの数が多く、さまざまな学習問題が掲載されています。基礎的な問題から、難易度の高い問題、探究的な問題の中から、生徒が自分で興味のある情報を選びながら学習していくことができます。また、巻頭に問題発見・解決のサイクルが提示されるとともに、このようにすべての単元に「○○の利用」の節を配置することで、「問題を設定する、解決する、解決の過程をふり返って改善を図ったり、新たな問題を設定したりする」といった数学的な問題発見・解決の過程を意識できるよう工夫されています。他にも、対話を重視するような課題や対話を促すような発問が各所に散りばめられています。以上のことから、新興出版社啓林館が妥当であると考えます。

次に、理科について説明いたします。理科は、新興出版社啓林館を選定いたしました。こちらの教科書は、2次元コードが各学年150程度掲載されていて、実験に関する内容等のデジタルコンテンツが閲覧できます。また、教科書の使い方やICTの活用の仕方、探究的な学習の進め方が書かれていることや、単元の導入に、このように問いかけが書かれていて、考えることが一目でわかるようになっていることから、生徒が自ら学習に向かいやすくなっています。他にも、このような「安全マーク」が随所に示されていることで、視界からも注意が促され、教員の指導とあわせて、安全性が高まることが期待できます。以上のことから、新興出版社啓林館が妥当であると考えます。

4ページ、3行目からをご覧ください。次に、音楽について説明いたします。音楽は一般、器楽合奏と合わせて協議した結果、教育芸術社を選定いたしました。これらの教科書は五線譜の間隔が広く取られているため、楽譜が読みやすくなっています。一般の教科書では、協働的な学習を行う教材について手順が詳しく書かれていて、どのように取り組んでいけばよいかのわかりやすくなっているため、生徒が主体的に学ぶための手だてとして活用できます。器楽合奏では、奏者側から見た指の位置の模式図が併記されるなど、さまざまな楽器の奏法や基本的な技能がわかりやすく説明されていて、段階を踏んで無理なく取り組むことができるよう工夫されています。その他にも、2次元コードから見られるコンテンツの数が多く、ワークシートや歌唱例だけでなく、奏者の情報など、教材に関連する資料を見ることができ、個別最適な学びや協働的な学びが実現できるよう工夫されています。以上のことから、教育芸術社が妥当であると考えます。

次に、美術について説明いたします。美術は光村図書出版を選定しました。こちらの教科書では、技法や色彩などが、別冊「資料」にまとめられていて、制作において参照しやすくなっています。資料には、2次元コードが掲載されているので、必要に応じて技法動画などを視聴しながら制作することができます。また、レイアウトについては、基本的に見開きの構成となっているため、見やすく、題材の始めに「鑑賞」の問いかけが示されているので、表現活動につながる造形的な視点を養いながら、「表現」と「鑑賞」の相互の関連をはかることができるようになっています。さらに、「体感ミュージアム」では、ICTを活用してより深く鑑賞できるようなページも準備されていて、造形的な見方・考え方を養えるよう工夫されています。以上のことから、光村図書出版が妥当であると考えます。

5ページをご覧ください。次に、保健体育について説明いたします。保健体育は、Gakkenを選定いたしました。2次元コードやグラフ資料については、どの教科書も充実していますが、こちらの教科書は、挿し絵やイメージを想起させるような写真が多く掲載されています。話し合いの設問については、「探究しようよ!」と言われる項目があり、資料や実践例をもとに、主体的、自発的な学習を促すよう工夫されています。こちらの視点は、別の教科と組み合わせると何かを考える場合に、教科横断的な思考が生まれやすく、他教科との合科になる新設教科でも課題の設定に広がりを持たせることができます。以上のことから、Gakkenが妥当であると考えます。

次に、技術・家庭の技術分野について説明いたします。技術分野は、東京書籍を選定いたしました。ページごとの情報が適量で見やすい、教科書が比較的軽い、UDフォントを使用しているなど、支援が必要な生徒への配慮がされています。12ページから21ページ

には、身の回りにある技術について知り、興味を持てる内容がたくさん記載されていて、自主的、自発的な学習を促すための工夫がされています。また、このように「調べてみよう」、「やってみよう」等の活動が設定され、生徒が問題解決のプロセスに沿って学習を進められる構成となっていて、主体的に取り組むことができるよう工夫されています。以上のことから、東京書籍が妥当であると考えます。

次に、家庭分野について説明いたします。家庭分野は、東京書籍を選定いたしました。こちらの教科書は、約 140 の豊富なデジタルコンテンツがあり、それらの使い方も細かく掲載されています。また、見開きを使って、1つの料理についての解説がなされているなど、視覚支援が充実しています。掲載されている料理については、主な調理例とあわせて、副菜や汁物といった1食分の作り方も掲載され、食育への配慮がなされています。また、各節の始めに「目標」「レッツスタート」「学習課題」が掲げられ、生徒が見通しと課題意識を持って学習を進められるよう工夫されています。以上のことから、東京書籍が妥当であると考えます。

6ページをご覧ください。次に、英語について説明します。英語は三省堂を選定しました。こちらの教科書は、3年間で扱われている単語や熟語の量が他の教科書より少なくなっています。中学英語の教科書は、小学校中学年から英語を学習してきていることをふまえて作られています。夜間中学にはそのような学習履歴のない生徒がいることが想定されますので、特に「読むこと」における負担が少ない教科書がよいと考えます。また、題材についても、日常的な話題から、環境や平和などの社会的な話題など、実際に自分たちの身の回りにあることと関連させて考えるきっかけとなるよう工夫されていて、探究学習との関連を図ることができます。さらに、2次元コードを読み取り、本文アニメーションや基本文のドリル、文法解説動画、発音チェックなどを活用して、個別最適な学びを充実させることができるようになっています。以上のことから、三省堂が妥当であると考えます。

最後に、道徳について説明します。道徳は教育出版を選定しました。こちらの教科書は、このような「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」の視点の教材が豊富に掲載されていて、生徒が考え議論する内容としてふさわしいと考えます。また、行間が広く、文字が読みやすい、レイアウトが統一されているといった特徴に加え、題材に関連する資料が多く、内容理解がしやすくなっています。さらに、題材を読んだ後の考えるためのステップが細かく設定されており、題材への理解を促す設問から、自分や周りとの関わりについて考えるための設問へと設計されています。以上のことから、教育出版が妥当であると考えます。

採択候補教科用図書及び選定理由の説明は以上です。

なお、6ページの2にありますように、採択結果の公表は令和6年9月2日を予定しておりますが、この日までには公表いたしませんようにお願いします。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第21号はいかがでしょうか。

大森委員

県立みえ四葉ヶ咲中学校は他の中学校と違って、学びの多様化学校になると思うので、授業時間数が200時間ぐらい少ないですよ。約1000時間で学習すると想定された教科書を今採択していて、その200時間分の差はどうやってこの教科書で埋めていくのか、あるいは逆に、この教科書の中の一部を選んで、教えていくことになるんですか。その200時間の分をどうやって考慮されたのか聞きたいです。

尾上課長

例えば、複数の教科に共通する内容、例えば理科や社会の中で環境に関わる内容が扱われているところについては、それを合わせて1つの授業として行っていこうというふうに、他の教科とあわせて学べるところについては、そういうふうにして、学んでいくというところで授業時数は削減しております。

大森委員

確か英数国を減らして、キャリアとか、少し違った多様な科目を設定するということでしたよね。

尾上課長

はい。そうです。

早田次長

良い質問をありがとうございます。英数国については、今、自由進度学習ということで、生徒の学ぶペースに合わせて個別に対応できる仕組みを考えています。理科や社会のような、探究学習ができるものについては、探究学習の要素も取り入れながら、その科目を組み合わせながら学ぶということを考えています。

大森委員

そして、特色ある教育はまた違う授業で学ぶということですね。

早田次長

そうですね。

大森委員

英数国については、授業時間を減らした分はもう個別で、オーダーメイドでやっていくということですね。

早田次長

そうです。

【採択】

－全委員が承認し、原案どおり可決する。－

・報告事項

報告1 令和6年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（尾上小中学校教育課長説明）

報告1 令和6年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和6年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年7月25日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

お手元の資料1ページをご覧ください。6月14日に開催しました、令和6年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について報告いたします。

まず、「3 審議」の「(1)『令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)』について」審議をいただきました。

審議の結果、できあがりました「教科用図書選定に関する参考資料」、これは先ほど議案第21号の際にご覧いただいたものでございますが、こちらを配付させていただいております。

始めに、この冊子について簡単に説明をさせていただきます。本年度は、令和7年度から中学校で使用する教科書の採択の年に当たります。県教育委員会としましては、法律の定めにより、市町等教育委員会が行います採択に関する事務について、指導、助言または援助を行うこととなります。そのため、県の指導主事、教員、保護者を含めた59名が5月8日から6月10日までの期間で教科書の調査研究を行いました。その結果をまとめたものが、この「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」です。

この冊子の表紙をおめくりいただきまして、さらにもう1枚おめくりください。左側のページの1項目に、「調査の基本的態度」といたしまして、「この冊子は、令和7年度から使用する中学校用の教科用図書の採択にあたって、各地区教科用図書採択協議会が独自の立場で行う教科用図書の調査研究に資するために、作成したものである」ということ。また、6行目の最後の方でございますが、「この冊子は採択の対象となる個々の教科用図書の調査研究に基づいて、それぞれの特色を明らかにし、採択にあたっての具体的な参考資料として役立つようまとめたものである」ということなど、この参考資料作成の趣旨、目的を示しているところがございます。その次のページの表、右のページをご覧ください。こちらは今年度、中学校用教科書の採択の対象となった、教科用図書の発行者別一覧でございます。

では、国語を例に内容を説明いたします。2枚おめくりいただきまして、1ページのところをご覧ください。この1ページのところには、国語の調査研究を行うにあたっての観点と着眼点を示しています。観点1に関して、7つの着眼点について記述で、観点2については、数値等で表すことを基本とし、観点3については、観点1、2以外の特色等を取り上げ、それぞれ、観点1から3について、2ページから5ページに表しています。

2ページから5ページをご覧ください。それぞれの発行者の特徴を示しています。以降、残り15種目も同様にまとめられているところがございます。

では、別紙1ページにお戻りください。「3 審議」(1)の①のアには、今回の教科書の共通の特徴を、①のイには、主な種目における特徴等を参考資料から抜粋し、まとめています。

審議会におきましては、まず、教科書の調査研究結果の概要について、事務局の指導主事から説明を行いました。実際には、審議会委員の皆様にも、各教科書を閲覧いただく時間を設けた後に、モニターを用いて、種目ごとに教科書の該当箇所を提示しながら説明をし、審議会委員による参考資料(案)についてご審議をいただきました。

別紙の2ページをご覧ください。「② 審議の概要」です。調査結果の説明や参考資料について、質問、意見ともありませんでした。昨年度と同審議会においては、参考資料に主観的な表現が散見されるとのご意見をいただきましたので、今年度は昨年度のご意見をふまえ、教科書の調査及び参考資料の作成を行いました。

審議の結果、「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」は承認されました。

また、2つ目の審議事項である、「(2)三重県教科用図書選定審議会から三重県教育委員会への答申について」は、原案どおり承認されました。3ページの資料1が答申でございます。

配付させていただいております、「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料」は、印刷・製本をしまして、6月26日付けで市町等教育委員会、また、採択地区協議会等に送付をいたしました。

また、5月14日の教育委員会定例会でご指摘いただきました、昨年度に県内の採択地区協議会で旅費の処理が不適切に行われた件への注意喚起でございますが、本審議会には、各採択地区から2号委員として1名ずつ出席をいただいておりますので、このようなことが今後起こることのないよう、各採択地区及び本審議会において、適正に処理されるよう、審議会の最後に注意喚起を行いました。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が報告を了承する。—

・審議事項

議案第22号 職員の懲戒処分について(非公開)

中出教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第23号 三重県いじめ対策審議会委員の任免について(非公開)

向井生徒指導課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案

どおり可決する。

- ・報告事項

報告 2 令和 7 年度三重県職員（文化財技師）採用選考試験の実施について（非公開）

中出教職員課長が説明し、全員が本報告を了承する。

- ・閉会宣言